

平成21年度 第2回 平塚市介護保険運営協議会 議事録

平成21年10月22日(木) 13:00~14:30

南附属庁舎(2階) E会議室

出席者(出席委員)

上野会長 越光副会長 小宮委員 海老澤委員 益井委員 久保委員 大谷委員
水島委員 石田委員 小幡委員 内田委員 増井委員 石内委員 上原委員
船水委員(15名出席)

(事務局)

椎野福祉部長 二宮介護保険課長 石川課長代理 山口主管 石塚主管
大木主任 大関主任 磯村主事

I 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により
会議は成立。

また、傍聴者はなし。

II 議事

報告1 平成20年度介護保険事業の決算について

資料1に基づいて事務局説明。

《質問・意見》

特になし。

報告2 平成21年度介護保険事業の施行状況について

資料2に基づいて事務局説明。

《質問・意見》

新しい保険料段階について、新しい段階は、今までの基準額の何割り増しになるのか。

〈事務局〉

今回(第4期事業計画)は、基準額が第5段階になる。今まで(第3期事業計画)は第4段階が基準額だったが、その第4段階を(今回は)第4段階と第5段

階の2つに分け、(今回の)第4段階は、本人が市民税非課税かつ世帯内に市民税課税者がいる方で、本人の前年の合計所得額と公的年金等収入の合計が80万円以下の方が該当し、基準額の0.97倍となる。また、今までの第5段階を第6段階と第7段階に分け、第6段階は、本人が市民税課税で、前年の合計所得が125万円未満の方となり、基準額の1.22倍となる。第7段階は、本人が市民税課税で、前年の合計所得が125万円以上200万円未満の方で、基準額の1.25倍となり、今までの第5段階と同じ倍率となる。

《質問・意見》

小規模多機能型居宅介護は、通い、訪問、泊まりのサービスを1つの事業所が提供してくれるということから、利用者から見ると大変便利だと思うが、3年半で1箇所の整備となっている。これを促進していく中では、何か難しいことがあるのか。

〈事務局〉

第3期事業計画を作る際は、このサービス自体が新設のサービスだったため、どうなるのか状況が見えない部分があった。全国的にも進んでいるところとそうでないところがある。平塚市では、単独(整備)で考えていたところがあり、そこが進まない原因ではないかと考え、第4期の(事業)計画については、単独で整備するとともに、採算の面を考えると、併設型の方が小規模多機能型の分をグループホームでまかなえるのではないかとということで、グループホームとの併設でも3箇所整備していくことになっている。第4期(事業計画)の公募の進捗状況については後ほどお知らせする。

《質問・意見》

認定について、厳しくなっているようなことを聞かいかか。

《質問・意見》

今年の4月から介護認定の方法の見直しがされ、一部新聞報道でもあったが、認定調査の項目の変更で軽度に判定されるのではないかとという心配があった。それを受けて厚生労働省で検証、見直しをすると同時に、4月から9月までの間に更新申請された方については、経過措置として、ご本人の希望によって従来の介

護度を引続き認定できるというような措置を設けた。平塚市においてもそれ（経過措置）を実施した。4月から9月の新規申請の方については、厳しい調査基準での実施になったので、10月から調査項目の基準が変わったことにより、特に非該当になった方に対してご案内をする等し、フォローしていくことを考えている。

《質問・意見》

施設入所について、入所要件は厳しいのか。

〈事務局〉

施設の入退所指針は、神奈川県で作成している。それに従って各施設で（入所判定を）行っている。ただ、特養（特別養護老人ホーム）の整備は、土地（取得）の問題等で進んでいない。平塚市の特養待機者は、要支援者を含め（4月1日現在）888名いる。特養の整備については、高齢福祉課で進めている。第4期（計画）に入って事業者の募集を行っているが、今の都市計画法では、市街化調整区域での建設は難しいというのがあり、なかなか進まない。それらを踏まえ、今後の対応を考えている。

特養というのは、負担が（サービス内容に対し）それほど大きくなく、また、終の棲家にもなることから、整備は進めていくが、多様なサービスの提供ということでは、有料老人ホームや地域密着型サービス等色々なサービスを組み合わせで整備を進めていきたい。

《質問・意見》

決算の資料には、予防支援事業所が8施設とあり、施行状況の資料には載っていないが取扱がちがうのか。

〈事務局〉

決算の資料に載っている介護予防支援というのは、平塚市の指定で地域包括支援センターとなり、市内に8箇所ある。地域包括支援センターでは、介護予防の方のケアプランの作成等をお願いしている。

施行状況の資料に載っている施設は、基本的には県指定の事業所、もしくは基準該当事業所、地域密着型のような市（介護保険課）指定の施設となる。

議案1 地域密着型サービスの指定及び指定更新について

議事に入る前の確認事項

本議案について、事業者自身や従事者等に関する人員、設備、運営等の内容が含まれており、公開することにより当該法人の権利・競争上の地位、その他正当な利益を害する場合は、「平塚市介護保険運営協議会規則 第5条 ただし書き、その他会長が特に必要と認めたときは、協議会の議決により、公開しないことができる」の規定により、議案1は非公開とする。

その他

事務局から口頭での報告

- ・ 地域密着型サービス事業所の市外指定について報告
- ・ 地域密着型サービス事業者の公募状況報告
- ・ 平成21年10月からの要介護認定調査項目定義の変更について説明

《質問・意見》

(介護認定の) 判定に関する不服は4月から9月の間では、なかったのか。

〈事務局〉

不服申し立てはなかった。何件か相談はあったが、説明して納得していただいた。

《質問・意見》

4月から9月まで(の間)で不服があった場合、もう一度認定調査をやり直すとなると、10月からの新しい方法でやり直すということではいいか。

〈事務局〉

そのとおり。

《質問・意見》

市民サービスを利用するにあたり、他市に住民票があるグループホーム利用者は、その(グループホームが所在する)地区の住民として扱うのか。

〈事務局〉

市民サービスについては、住民票を基本としているものと、（住民票によらず）実際にそこに住んでいるかどうかを基本としているものがあるので、その都度、確認をお願いすることになる。

次回の運営協議会の開催は、来年3月下旬を予定している。

Ⅲ 閉会